

ぶんぱく建設の経緯について

- ・文化財の適切な保存・公開、郷土の学習・研究の場として
- ・明石城に関する展示施設として
- ・市制 70 周年（1989 年）を迎える明石市の目玉事業として
 - 1981 年策定された新長期総合計画（1981～1990）の「3 教育文化の向上、第 2 章 市民文化の高揚」の中で「郷土資料館」の建設が明記される。

（仮称）明石市立郷土資料館に係る、建設、展示計画 1988(昭和 63)年 12 月 より
一部抜粋

1.（仮称）明石市立郷土資料館建設についての考え方

「市民福祉・文化創造都市」明石市が目指す「文化」は、人間のいとなみ全体を包括した広義の「文化」を標ぼうしている。

（仮称）郷土資料館はその考えをもとに、「21 世紀の明石の文化創造」をになう核となり、文化創造の発進基地となる施設でなければならない。（中略）

当該施設は、緑と海の見える魅力ある都市空間に、自然と調和したうまいとやすらぎのある施設として、（中略）市民が郷土明石の生いたちに想いをはせ、自主的な学習と創造活動を通して、郷土愛とゆたかな心を醸成する場として建設する。

2. 施設の内容

（1）施設の機能

当施設では、人類が誕生以来営々といとんできた人間の生活、文化、特に郷土明石の貴重な文化財に関する調査、研究を行う。（中略）本施設では、市民の文化創造活動の場として美術展、芸術祭等市民創作活動の発表の場として本格的なギャラリーを設け、市民文化の高揚を図る。当施設は市民の知的探求心、知的好奇心に応え、文化についての理解を深める機会としたい。

① 展示室

常設展示室では郷土明石にまつわる歴史、古来よりの民俗、及び伝統的地場産業を中心に展示する。

特別展示室では、全国或は県下のすぐれた文化財、歴史に関する各種のテーマについて展示する。尚、特別展開催期間外については必要に応じ一般展示場としても利用する。

② 収蔵庫

地階に一般収蔵庫、特別収蔵庫の各室を設け、展示資料、研究資料の保管に当る。

③ ロビー

来館者のくつろぎとふれあい、特別展、常設展の導入の場、芸術、文化財等に関する情報提供の場としてロビーを設ける。尚、ロビーの造りは吹き抜けとし、当施設の玄関として好印象を与える内容とする。

④ ギャラリー

著名作品等による特別企画展をはじめ市民の文化創作発表の場として活用する。

⑤ 会議室

文化財講座、講演会をはじめ各種会議、或は児童・生徒のオリエンテーションの場として活用する。

⑥ レストラン

当施設の利用者並びに観光客の食事提供施設として、又、都市回遊路の中間休憩施設として本館とは別棟に建設し、休館日の利用も配慮したい。

3. 展示構想について

(1) 展示のねらい

郷土明石にまつわる歴史、古来よりの民俗を理解することにより明日の明石の姿を考察していく一機会とする。そうした観点から展示は、「明石における人々のくらしと自然環境」を主テーマとし、各時代における「人々の生活の変遷」、「風土の移り変わり」を展示資料により紹介する。又、とりわけ明石になじみ深い「明石原人」、「境界としての明石」、「窯業生産」、「明石城関係」については重点的に展示し、郷土明石のイメージアップにつなげるものとする。

(2) 展示の方針

① 実物、レプリカ、模型等による展示資料をA V機器、グラフィックパネル等で効果的に解説し、親しみやすく、実りある展示内容とする。

② 時代考証に忠実で、しかも展示構成に創意工夫を配した展示とする。

③ 児童、生徒が学習の一環としても活用できる内容とする。

(3) 展示テーマの設定

常設展示では「明石における人々のくらしと自然環境」をメインテーマとし、移り変わるきびしい自然環境のもとで、郷土明石の文化形成に寄与してきた人々の生き生きした活動の姿とともに明石という風土にはぐくまれて育ってきた農業、漁業、手工業（瓦づくり、酒づくり他）の変遷をまとめ、その案を基に展示設計業者に対し、具体的な展示企画提案を求めて決定した。

館のネーミングについて

(仮称) 郷土資料館のネーミングの検討に係る会議 1990(平成2)年2月7日
協議概要報告より 一部抜粋

1 これ迄の経緯について

市民文化の高揚、或は市民文化創造の拠点として「文化施設」建設構想が示され、企画部と検討を続ける中で文化施設の機能としては

- (1) 文化財の保護、保存を図り市民に公開展示が出来る施設
 - (2) 郷土の歴史、生活の調査・研究を行い、公開展示、情報提供のできる施設
 - (3) 市民の文化創造意識を喚起し、文化創造の活動の場として利用できる施設
- 以上の内容を具備する施設ということで決定した。

名称については、1981年策定された新長期総合計画(1981~1990)の教育文化の向上、第2章市民文化の高揚の中で「郷土資料館」の建設がうたわれていたのを引継ぎ現在の(仮称)郷土資料館ということに至っている。

2 ネーミングについての検討経緯

「(仮称) 郷土資料館」という名称については、議会等より文化施設にふさわしいネーミングを検討されたいとの意見・要望を受け、全国の博物館・資料館等の名称を参考に検討した。

施設目的としては「市民が郷土明石の生いたちに想いをはせ、自主的学習と創造活動を通して郷土愛とゆたかな心を醸成する場である」こと、次に、施設機能としては、1階部門は歴史、民俗、考古を中心として展示部門であること、2階部門はギャラリーを中心に市民の文化創造活動の場であること、以上を踏まえ、検討した名称(案)としては、次のとおりである。

歴史文化(会)館、郷土文化(会)館、文化博物館、郷土博物館、文化資料館

3 協議結果

- (1) 当施設の目的及び機能としては、歴史関係の展示と市民文化創造の場であるという観点から、施設名称としては、「歴史」「文化」という用語は欠かせないのではないか。
- (2) 「資料館」という用語はイメージ的に「倉庫」の意味合いが強いので、「館」又は「会館」の方がベターではないか。
- (3) 「郷土」という用語は、響きとしては大変狭隘的に聞こえるが、一面親しみやす

い面もあるのではないか。

- (4)「博物館」という用語は、規模的にも大きく、内容的にも専門的であるというイメージが強いが、他市町に於いてもかなり使用されていること、又、展示監修会議の意向もそうであるということでもあるのでいいのではないか。

以上より、名称案は以下の通り。市長、助役、教育長に報告し、検討をあらかじめ決定した。

歴史文化（会）館、郷土文化（会）館、文化博物館、郷土博物館

類似名称を用いている地方公共団体の施設としては次の通りである。

民俗文化資料館（牛窓町）、文化芸術館（滋賀県）、郷土文化会館（高知県）、文化博物館（京都府）、郷土博物館（千葉市、足立区、福井市 他）

※1991（平成3）年度の組織改正で「文化博物館」となっている。